

## マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正の概要

### 1. 改正の理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（以下、「省令」という。）が改正され、マンションの除却の必要性に係る認定について基準が拡充されたことから、拡充された基準に係る申請を行う際の必要な添付書類を定めるため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する。

### 2. 改正の内容

- (1) 除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類に関し、省令第49条第2項第3号の規定により知事が定める書類について、以下のとおり規定する。(第1条第2項)
  - ア 配置図その他の認定の申請に係るマンションを特定するために必要な書類
  - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) その他項ずれの修正等を行う。(第1条及び第2条)

### 3. 施行日

公布の日から施行する。